

令和6年3月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人埼玉県立大学自己点検・評価検討会議（以下「会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 会議は、次の事項を検討する。

- 一 自己点検・評価（第4期機関別認証評価に係る内容に限る。）の実施に関すること
- 二 第4期機関別認証評価の受審に関すること

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げるメンバーをもって組織する。

- 一 学長
- 二 事務局長
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 学長補佐
- 七 センター長
- 八 副センター長
- 九 副局長
- 十 調整幹
- 十一 担当部長

(議長)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(理事長への報告)

第5条 議長は、会議の検討状況について適宜理事長に報告するものとする。

(関係職員の出席)

第6条 議長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、事務局企画・情報担当が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 第1項の規定による要綱第3条の規定にかかわらず、令和6年3月15日から令和

6年3月31日までの間における会議のメンバーは、次のとおりとする。

- 一 学長
- 二 事務局長
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 学長補佐
- 七 センター長及びセンター所長
- 八 副センター長及びセンター副所長
- 九 副局長
- 十 調整幹
- 十一 担当部長  
(要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。